

第1章 計画策定の背景・位置づけ

1-1 計画策定の背景

- 食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上での基本であって、教育の三本柱である知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置づけられています。
- 「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的に、国は、平成17年7月に「食育基本法」を制定、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定し、国民運動として食育に取り組んできました。また、愛知県においても食育基本法の理念にのっとり、「県民の健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現」を食育の方向とする「あいち食育いきいきプラン（愛知県食育推進計画）」が平成18年11月に策定され、食育を推進してきました。
- 小牧市においても平成21年3月に小牧市食育推進計画を策定し、「食でつながろう こまきの輪」を食育を進める方向として掲げ、小牧市食育推進チームメンバーや関係団体、市民と協働し食育の推進を図ってきました。

小牧市食育推進計画策定後の食育に関する小牧市の新たな取り組み（一部）

- ・ 食育月間・食育の日の普及啓発
- ・ 小牧市が発行する「暮らしのカレンダーガイド2010」へ小牧市食育推進計画の掲載と行事食等のレシピ掲載による普及啓発
- ・ 小牧市が発行する「暮らしのカレンダーガイド2012」へ郷土料理等のレシピ掲載による普及啓発
- ・ こまき食育応援団（サポーター）※¹の登録事業 13登録（平成24年3月現在）
- ・ 農業祭において小牧市食育推進チームコーナーの展開
- ・ 食育だよりの発行（保育園・学校）

- しかしながら、依然として食習慣の乱れや生活習慣病の増加、食の安全性の問題、食に関する情報の氾濫など、食にまつわる様々な問題が起きており、一層の食育の推進が求められています。
- そこで、国においては「生涯食育社会」の構築を目指して、3つの重点課題と7つの基本的な取り組み方針を柱とする第2次食育推進基本計画が策定され、愛知県においても、「啓発から実践へ」を基本コンセプトとするあいち食育いきいきプラン2015（第2次愛知県食育推進計画）が策定されました。
- 小牧市においても、国や県の動きを踏まえ、小牧市食育推進計画（第1次計画）を評価し、食育を総合的、計画的に推進することを目指して「第2次小牧市食育推進計画」を策定しました。

〈参考〉

第2次食育推進基本計画(国)

[計画期間]

平成23年度～平成27年度

[3つの重点課題]

1. 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
2. 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
3. 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

[7つの基本的な取り組み方針]

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
2. 食に関する感謝の念と理解
3. 食育推進運動の展開
4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
6. 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

あいち食育いきいきプラン2015(第2次愛知県食育推進計画)

[計画期間]

平成23年度～平成27年度

[目指すべき姿]

- 「あいち食育いきいきプラン(第1次愛知県食育推進計画)」の特徴である「体」、「心」、「環境」に着目した食育を継承することにより、健康で活力ある社会の実現を目指します。
- 規則正しい食生活の実践などにより「健康な体をつくる」ことはもとより、感謝の気持ちや食を大切にすることといった「豊かな心を育む」こと、食べ残しや食品の廃棄量を減らすなどの「環境に優しい暮らしを築く」ことを基本とします。

[基本コンセプト]

- 啓発から実践へ

※1 「こまき食育応援団(サポーター)」とは、市内の食育推進に関する活動をしていただいている市民、事業所、関係団体等を「こまき食育応援団(サポーター)」として登録し、食育を推進していく機運を盛り上げ、食育活動者等及び市民の連携を図り、もって市民の主体的な食育の取組に資することを目的としています。

1-2 計画の位置づけ

- 「第2次小牧市食育推進計画」は、「食育基本法」、国の「第2次食育推進基本計画」、県の「あいち食育いきいきプラン2015」の趣旨をふまえ、「第6次小牧市総合計画」をはじめ、保健医療、教育、環境等市の関連する計画との整合を図り、小牧市における食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。

- 市民一人一人が健全で豊かな食生活をおくれるように、自ら食について考え、判断する能力を養う食育の指針とします。

- 市民一人一人をはじめとして、家庭、学校、保育園・幼稚園、地域、生産者、事業者、行政がそれぞれの立場で行動し、協働して食育を総合的、計画的に推進するための基本とします。

1-3 計画の期間

- この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。
- 国や愛知県の計画の評価・見直しを受けて、本計画の見直しをするとともに、計画の達成状況や社会情勢等の変化をふまえながら修正等を行い、継続していくものとします。

平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年

(国) 食育基本法

